

# 経営安定関連保証5号（ロ）の申請様式

## ■対象者

1. 八代市内に本店または主たる事業所がある※(1)中小企業者。
2. 経済産業大臣が指定した指定業種※(2)に属する事業を営んでいること。
3. 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等※(3)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3カ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っている方。

※(1)法人の場合は登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実態のある事業所の所在地

※(2)業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号の対象業種

※(3)「原油等」とは、原油及び石油製品（揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油（重油）及び石油ガス（液化したものを含む））を指します。

## ■申請に必要な書類

### □1. 八代市経営安定関連保証5号認定申請書及び別添資料

下表を参考に事業者で該当する様式を選択してご利用ください。

### □2. 八代市で事業を行っていることがわかる資料

法人の場合：①法人謄本または妙本（写し可）②事業活動必要な許認可証の写し（営業許可証等）などのいずれか所在地がわかるもの

個人の場合：①確定申告書の写し②開業届、事業活動必要な許認可証の写し（営業許可証等）などのいずれか所在地がわかるもの

### □3. 委任状（金融機関等代理人が申請する場合のみ）

## ■認定書の有効期間

認定書の有効期間は認定の日から30日です。

■指定業種の売上等を確認して事業者ごとにご判断いただき、該当する様式いずれかを用いてご申請ください。

<p>1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合</p> <p>【兼業①】 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原油等の最近1か月間の平均仕入単価が前年同期比で20%以上上昇している</li> <li>売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上である</li> <li>最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第5-(ロ)-①</li> <li>別添資料 5-(ロ)-①</li> </ul>
<p>【兼業②】 主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる業種及び企業全体のそれぞれについて、原油等の最近1か月間の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇している</li> <li>主たる業種及び企業全体のそれぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上である</li> <li>主たる業種及び企業全体のそれぞれについて、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第5-(ロ)-②</li> <li>別添資料 5-(ロ)-②</li> </ul>
<p>【兼業③】 指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定業種に係る原油等の最近1か月間の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇している</li> <li>企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上であること</li> <li>指定業種の最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている</li> <li>企業全体の最近3か月間の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式第5-(ロ)-③</li> <li>別添資料 5-(ロ)-③</li> </ul>

(参考) 指定業種の確認方法

1. 事業者が営んでいる業種の特定

「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂版）」において、該当する業種を特定します。

業種は 4 桁の業種番号（以下、細分類番号）とあわせて表示されます。

※日本標準産業分類は、すべての業種について分類するものですので、直接記載がなくても各業種に関する定義、例示に従って全ての業種を特定することができます。

2. 指定業種に該当するかの確認

中小企業庁ホームページより申請期間におけるセーフティネット 5 号の指定業種で、[1]で特定した細分類番号が指定されているか確認します。

認定権者記載欄


様式第5-(口)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (口-③)

年 月 日

八代市長 殿

申請者  
住所  
氏名

印

※記載の住所と事業所所在地、氏名と事業所名が異なる場合は下記もご記入ください  
事業所所在地  
事業所名

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)


※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

- ① 上記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に係る原油等の仕入単価の上昇（注2）

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E：原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円  
e：Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円

- ② 全体の売上原価の内に指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合（注2）

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C：申込時点における最新の売上原価 円  
S：Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 円

- ③ -1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況（注3）  $\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円  
a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円  
B1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 円  
b1：B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 円

- ③ -2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況（注3）  $\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円  
a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円  
B2：申込時点における最近3か月間の企業全体の売上高 円  
b1：B2の期間に対応する前年3か月間の企業全体の売上高 円

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによつて認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。(注3)  $P1 > 0$ 、かつ、 $P2 > 0$ となっていること。

(留意事項) ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

八市商工第 号

令和 年 月 日 申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

八代市長 中村 博生

別添資料5-(口)-③

(表①：指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇)

	原油等の最近1か月の平均仕入単価	原油等の前年同月の平均仕入単価	原油等の仕入単価の上昇率 (E/e × 100 - 100)
指定業種	円【E】	円【e】	%

(表②：指定業種に係る原油等の仕入価格の割合)

a. 指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等に転嫁できていない事業が属する業種	指定業種に係る原油等の仕入価格
業	円
業	円
合計	円【S】

※認定申請書の表には、[ a. 欄に記載する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）]と同じ業種を記載。原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のみ記載でも可。

(表③：企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合)

全体の売上原価	最新の売上原価に対応する原油等の仕入価格 ※表②の【S】の値を記入	全体売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 (S/C × 100)
円【C】	円【S】	%

(表④：指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況)

	最近3カ月間の指定業種に係る原油等の仕入価格	最近3カ月間の売上高	$\frac{A1}{B1}$	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格	前年同期の売上高	$\frac{a1}{b1}$
業	円	円		円	円	
業	円	円		円	円	
合計	円【A1】	円【B1】		円【a1】	円【b2】	

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 : \quad > 0$$

(表⑤：指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況)

最近3カ月間の指定業種に係る原油等の仕入価格	最近3カ月間の企業全体の売上高	$\frac{A1}{B2}$	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格	前年同期の企業全体の売上高	$\frac{a1}{b1}$
円【A1】	円【B2】		円【a1】	円【b2】	

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 : \quad > 0$$

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 法人名又は商号

代表者氏名

印